

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号) (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 (略)</p> <p>第二</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅療養管理指導費</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理栄養士の居宅療養管理指導について</p> <p>① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合であって、当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立を示した栄養食事指導せんを患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導せんに従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。</p> <p>なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの療養食加算の場合と異なり、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 通所介護費</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 居宅療養管理指導費</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 管理栄養士の居宅療養管理指導について</p> <p>① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合であって、当該医師の食事せんに基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立を示した栄養食事指導せんを患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導せんに従った調理を介して実技を伴う指導を30分以上行った場合に算定する。</p> <p>なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の患者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している患者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度が+40%以上又はBMIが30以上)の患者に対する治療食を含む。なお、高血圧の患者に対する減塩食(塩分の総量が7.0グラム以下のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、<u>基本食事サービス費の特別食加算の場合と異なり、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7 通所介護費</p>

(1)～(6) (略)

(7)～(9) (略)

8 通所リハビリテーション費

(1)～(3) (略)

(4)～(8) (略)

9 (略)

第三 居宅介護支援費に関する事項

1～5 (略)

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

(1)～(6) (略)

(7) 食事提供加算の取扱い

注4の「食事の提供を行う体制を確保している」とは、事業所内(同一の建物内に他の事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地に他の事業所がある場合を含む。)に厨房設備等食事を提供するために必要な設備を備えるとともに、調理を行うために必要な職員を配置しているものをいうこと。ただし、食事の提供に関する業務は当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えないこと。なお、事業所外で調理されたものを提供する場合については、クックチル、クックフリーズ又は真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限り加算の対象となるものであること。したがって、単に、出前等により食事の提供を行う場合、出前等による食事を温め直して提供を行う場合、主食のみを事業所内で調理し、それ以外のものについては出前等により提供を行う場合については、加算の対象とはならないこと。

また、当該加算は食事を提供する体制に係る加算であるので、1日の通所サービスで2回の食事を提供した場合にも、加算は1日につき1回算定される。

また、食事の提供を行う体制を確保している場合であっても、通所介護計画上、食事の提供を受けないこととされている利用者については、加算の対象とならないものであること。これに対して、通所介護計画上、食事の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、食事を摂取しなかった場合については、加算を算定して差し支えないこと。

(8)～(10) (略)

8 通所リハビリテーション費

(1)～(3) (略)

(4) 食事提供加算の取扱い

通所介護と同様であるので7(7)を参照されたい。

(5)～(9) (略)

9 (略)

第三 居宅介護支援費に関する事項

1～5 (略)

6 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合については、厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）第五号において「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号（これらの規定を同条第15号において準用する場合を含む。）に定める規定を遵守していること。」としたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1)～(3) (略)

7 (略)

注2の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合については、厚生労働大臣が定める基準（平成12年厚生省告示第25号）第四号において「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号（これらの規定を同条第15号において準用する場合を含む。）に定める規定を遵守していること。」としたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1)～(3) (略)

7 (略)